

災害等情報（詳報）

鉱 種：石灰石	鉱山の所在地：沖縄県					
災害等の種類： 坑外・墜落	発生日時： 令和2年10月9日(金) 16時40分頃	罹災者数	死	重	軽	計
				1		1
罹災者（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数）：43歳、保安管理者、直轄、勤続年数：14年3ヶ月、担当業務経験年数：3年9ヶ月						
罹災程度：右多発肋骨骨折、右仙骨骨折、右寛骨臼骨折（休業日数32日）						
<p>【概要】</p> <p>保安管理者（罹災者）及び作業員の2名は、砕鉱施設の老朽化したベルトコンベアのリターンローラー（重量15kg）の取替作業を行なうこととした。</p> <p>保安管理者は、点検通路を使ってベルトコンベアの取替場所付近（地上高さ2.4m）まで行き、点検通路からベルトを跨いでフレーム側に移動し、内側を向いて座った。もう1名の作業員は、ベルトコンベアの点検通路から取替場所付近まで行き、通路側に座った。2名は古いリターンローラーを取り外し、通路側に移動させる作業中に、フレームに座っていた保安管理者がバランスを崩し、2.4m下の地面に墜落、右脇腹を強打し、罹災した。</p> <p>罹災当日は然程痛みを感じなかったため、就業時間終了後、17時29分に帰宅したが、翌日に痛みを感じ、近くの病院で検査をしたところ肋骨の骨折が判明した。</p> <p>なお、罹災者は作業時に保安帽を着用していたが、墜落制止用器具は着用していなかった。また、作業中は脚立や作業台を使用していなかった。</p>						
<p>【原因】</p> <p>①作業員は高所での作業にも関わらず墜落制止用器具を着用していなかった。</p> <p>②脚立を使用せず、地上からの作業を行った。</p> <p>③作業手順書（高所での作業では、安全帯・ロープ等を使用し無理な体勢では作業をしない）を遵守しなかった。</p>						
<p>【対策】</p> <p>①高所作業を行う場合は、墜落制止用器具を必ず着用する。</p> <p>②現在使用中の墜落制止用器具をハーネス型に替える。</p> <p>③高所作業を行う場合は、脚立や作業台を利用する。</p> <p>④横に長い安定型の脚立を購入する。</p> <p>⑤作業手順書を遵守する。</p> <p>⑥高所作業についてのリスクアセスメントを実施し、鉱山労働者に周知した。</p>						
<p>【参考情報等】</p> <p>○高所での作業を実施する場合は、墜落制止用器具を着用しましょう。</p> <p>○高所での作業を実施する場合は、脚立を使用しましょう。</p> <p>○作業手順書を遵守しましょう。</p>						

○鉱山保安法令及び労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおりです。

＜鉱山保安法令＞

- ・機械、器具及び工作物の使用（鉱山保安法施行規則第12条）
- ・鉱山労働者が守るべき事項（鉱山保安法施行規則第27条）

＜労働安全衛生法令＞

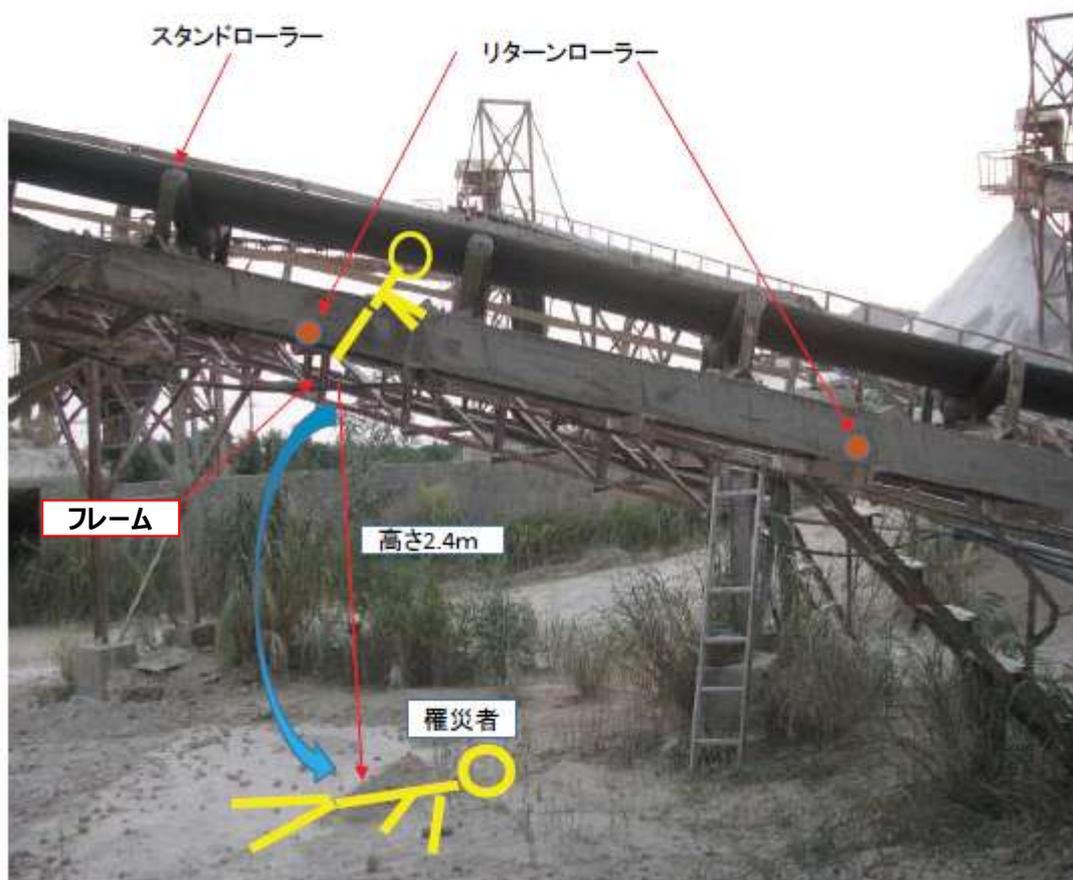
- ・安全装置を具備すべき機械等（労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号（墜落制止用器具））
- ・墜落等による危険の防止（労働安全衛生規則第518条～第522条、第528条）

【お問い合わせ先】

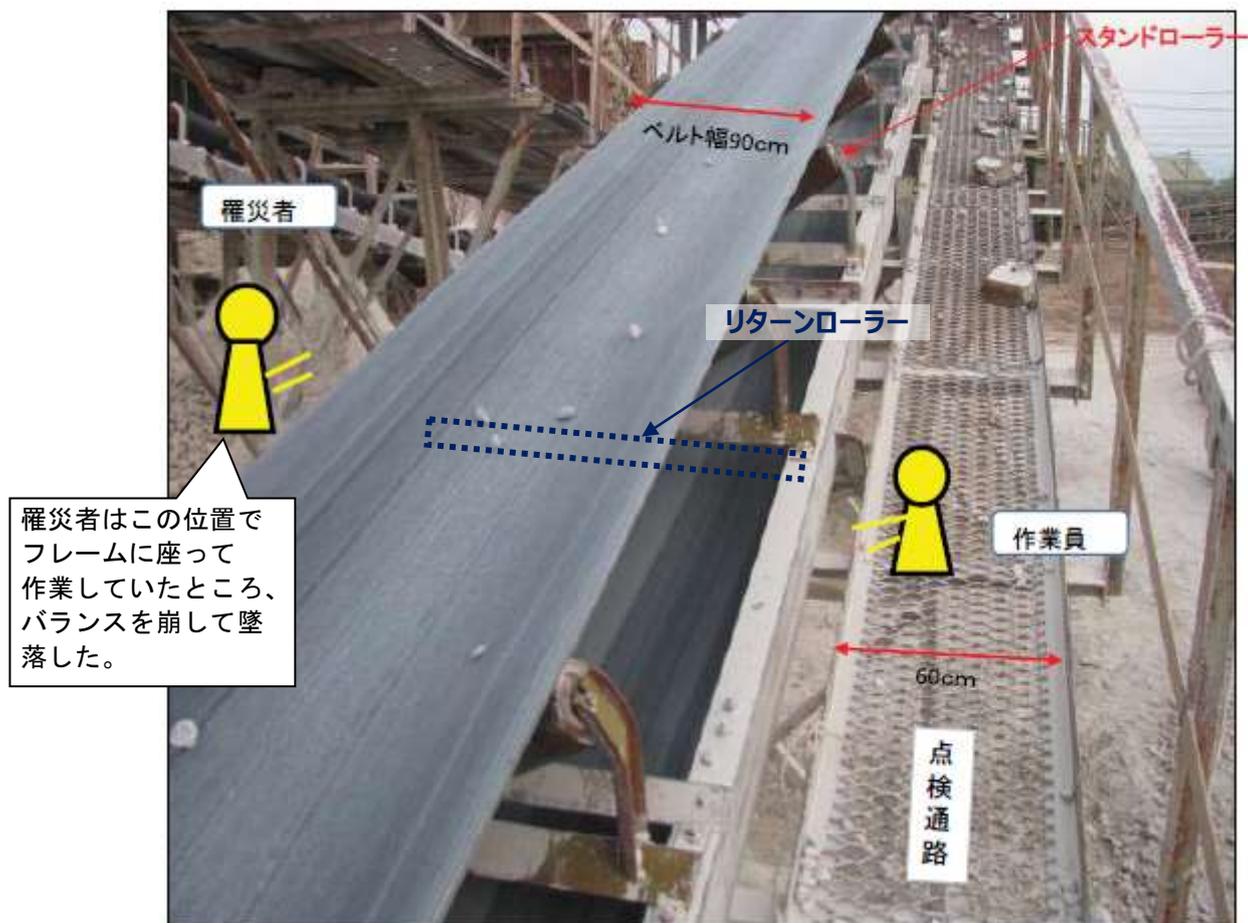
那覇産業保安監督事務所 保安監督課 担当者 徳門、譜久嶺

電話番号 098-866-6474

ベルトコンベア(フレーム側の写真)



ベルトコンベア(下部から上部方向を撮影)



リターンローラー



軸受 (ハンガ)

